

# 「豊田市民の誓い」ピンバッジ交付について

豊田市民の誓い推進協議会(事務局：地域交流課)では、市民の誓い実践活動者等から申請に基づき、実践活動を認定された個人・団体に対してシンボルマークピンバッジ(右写真)を交付しています。



## ピンバッジ交付基準

項目	内容
交付目的	市民生活の中で、「豊田市民の誓い」の5項目の実践をとおして、明るく住みよい豊かな豊田市の実現につとめていくため、その活動の証としてピンバッジを交付する。
交付対象者	①「豊田市民の誓い」の5項目の実践活動者 ・豊かな自然と美しい郷土をつくることにつとめている個人及び団体 ・地域の文化を高めることにつとめている個人及び団体 ・なごやかな家庭、明るい職場づくりにつとめている個人及び団体 ・助け合い、しあわせな市民生活のためにつとめている個人及び団体 ・市民の安全な暮らしのためにつとめている個人及び団体 ・このほか、顕著な善行の実践者 ②「豊田市民の誓い」の普及啓発に寄与すると認められる者 ・豊田市民の誓い推進協議会において、「豊田市民の誓い」の普及啓発に寄与すると認定した者に交付
交付制限	交付対象者は、1会計年度において1個とする。 申請理由が、営利又は商業宣伝を目的とするもの。 その他、豊田市民の誓い推進協議会において、申請理由が適当でないと認められるもの。
交付時期	随時
交付手続き	「豊田市民の誓いピンバッジ申請書兼払出票」を豊田市民の誓い推進協議会事務局(豊田市 地域交流課)へ提出する。事務局は申請書を審査し、認定後、申請者に交付する。
交付場所	豊田市民の誓い推進協議会事務局(豊田市 地域交流課)
交付効果	市民の実践活動に対する意識の醸成を図る。 「豊田市民の誓い」のブランドイメージを向上させ、実践活動を定着させることになり、明るく住みよい豊かな豊田市の実現につながる。

